

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

| | | |
|----|--|-----------------------------|
| 規則 | 指定金融機関等の名称、位置並びに収納及び支払の事務の取扱範囲を定める規則の一部を改正する規則 | 一六 |
| 告示 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 青少年に有益な映画として推奨する件 ○ 青少年に有害な図書類として指定する件 ○ 大規模小売店舗の新設の届出について意見があった件 ○ 保安林の指定をする件 ○ 道路の供用を開始する件 | 一六 一六 一六 一六 一七〇 |
| 公告 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 一般競争入札を行う件 ○ 随意契約の相手方を決定した件二件 ○ 特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があった件 | 一七 一七 一七 |
| | 福島県選挙管理委員会 | 一七 |
| | 不在者投票のできる施設として指定した件 | 一七 |
| | 不在者投票のできる施設を閉鎖した旨届出があった件 | 一七 |
| | 福島県人事委員会 | 一七 |
| | 県職員に係る管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則 | 一七 |
| 正誤 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 平成二十五年五月二十四日付け定例第二千四百八十九号中 ○ 平成二十五年五月三十一日付け号外第四十一号中 | 一七 一七 |

規 則

指定金融機関等の名称、位置並びに収納及び支払の事務の取扱範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十五年六月七日

福島県知事 佐藤 雄 平

福島県規則第五十三号

指定金融機関等の名称、位置並びに収納及び支払の事務の取扱範囲を定める規則の一部を改正する規則

指定金融機関等の名称、位置並びに収納及び支払の事務の取扱範囲を定める規則（昭和三十九年福島県規則第三十七号）の一部を次のように改正する。
別表第二株式会社大東銀行の項中「郡山亀田支店」を削る。

この規則は、公布の日から施行する。

（出納総務課）

告 示

福島県告示第四百十六号

福島県青少年健全育成条例（昭和五十三年福島県条例第三十号）第十二条の規定により、青少年の健全な育成を図る上において有益な映画として、次のものを推奨する。
平成二十五年六月七日

福島県知事 佐藤 雄 平

| 推奨番号 | 名 称 | 制作者又は配給者 | 備 考 |
|------|---------|---------------|-----------------------------|
| 一二八 | ガレキとラジオ | 配給：アルゴ・ピクチャーズ | 推奨対象 小学生、高学年、中学生、高校生、青年及び一般 |

（青少年・男女共生課）

福島県告示第四百十七号

福島県青少年健全育成条例（昭和五十三年福島県条例第三十号）第十八条第一項の規定により、次の図書類を青少年に有害なものとして指定する。
平成二十五年六月七日

福島県知事 佐藤 雄 平

| 指定番号 | 種 類 | 名 称 等 | 発 行 者 | 指定理由 |
|------|------|------------|---------|---------|
| 六五五八 | コミック | MDコミックス540 | 株式会社メデイ | 著しく青少年の |

| | | | | | |
|------|----------|---|------------------------|---|--|
| 六五五九 | ク コミッ | 五代目山口組宅見勝 若頭の生涯〜暗殺まで の15328日〜 (51555-40) | ギヤングキング㊸ (50040-82) | 株式会社少年画 報社 | 粗暴性又は残虐 性を助長し、そ の健全な育成を 阻害するおそれ がある。 |
| 六五六〇 | ク コミッ | 外道坊スベシヤル カ リスマホスト編 (52777-45) | 株式会社日本文 芸社 | 著しく青少年の 自殺又は犯罪を 誘発し、その健 全な育成を阻害 するおそれがあ る。 | |
| 六五六一 | 雑誌 | 裏モノJAPAN6月 号別冊 ヤバイ悪グッズ 300 (01806-06) | 株式会社鉄人社 | 著しく青少年の 自殺又は犯罪を 誘発し、その健 全な育成を阻害 するおそれがあ る。 | |

(青少年・男女共生課)

福島県告示第四百十八号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第八条第一項の規定により聴取した意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成二十五年六月七日から同年七月七日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県中地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び須賀川市産業部商工労政課に備え置いて縦覧に供する。
平成二十五年六月七日

福島県知事 佐藤 雄平

一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地

(仮称)サンデー須賀川店 福島県須賀川市古河七番地ほか

二 法第八条第一項の規定により須賀川市から聴取した意見の概要

1 交通に係る事項

報告書の調査結果によると、交差点の飽和度が一般的な数値以下であることから、開店後も円滑な交通処理が可能となっているが、時間帯によっては右折滞留長が不足する恐れがあることや、信号機のない交差点であることから、関係機関と協議し、大きな混雑を引き起こすことがないよう対策を検討していただきたい。
また、店舗出入口の安全確保のため、敷地沿いに工作物を設ける場合は、フェンスなどの見通しの効くものを設置することや誘導員の配置をするなどの対策をお願い

息したい。

2 防犯対策に係る事項

夜間営業があるので、照明の点灯箇所・時間や駐車場の利用エリアの制限等において、周辺住民へ配慮することや、たまり場にならないような工夫をお願いしたい。敷地沿いを見通しの効くフェンスにすることで、防犯面においても効果があると思われる。

3 騒音の発生に係る事項

現時点において、騒音規制法等に規定する騒音・振動特定施設等に該当する施設の設置予定はないとのことであるが、今後設置することになった場合は、必要な手続きを取っていただきたい。
特定建設作業を実施する場合は、法令に従った手続きを取ること。

今後トラブルにならないよう工事着手時等、地域住民への説明責任(事前説明)を果たし、トラブルが発生した場合には、誠意を持って対応、改善策を図るよう

していただきたい。

4 廃棄物に係る事項

雨水の側溝への放流にあたっては、異物混入等水質汚濁にならないよう十分留意すること。
廃棄物の排出にあたっては、関係法令を遵守するとともに、ごみの減量化やリサイクルに努められたい。

(商業まちづくり課)

福島県告示第四百十九号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条の二第二項の規定により、次のとおり保安林の指定をする。
平成二十五年六月七日

福島県知事 佐藤 雄平

一 保安林の所在場所

福島市上名倉字森五の四、字下谷地六の二、字上河原一二の二

二 指定の目的

水害の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐は、択伐による。

(二) 主伐として伐採をすることができない立木は、福島市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保

全課及び福島市役所に備え置いて縦覧に供する。

(森林保全課)

福島県告示第四百二十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県会津若松建設事務所で平成二十五年六月七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年六月七日

福島県知事 佐藤 雄 平

公 告

| | | |
|----------|-----------------------------------|----------------|
| 路 線 名 | 供 用 開 始 の 区 間 | 供用開始の期日 |
| 一般国道二一八号 | 会津若松市明和町二八九番二地先から 同 市表町一五番地先まで | 平成二十五年六月 七日 |

(道路計画課)

公告第167号

W T Oに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける福島県住民基本台帳ネットワークシステム代表端末等機器賃貸借について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）第274条の3第1項の規定により公告する。

平成25年6月7日

福島県知事 佐藤 雄平

1 入札に付する事項

- (1) 借入物品の名称及び数量 福島県住民基本台帳ネットワークシステム代表端末等機器一式（搬入、据付け、調整、データ移行、機器保守、撤去等を含む。）
- (2) 借入物品の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 借入期間 平成25年10月1日から平成31年1月31日まで（ただし、ファイアウォール等及び業務端末等を除く代表端末等機器に係る借入期間は、平成26年2月1日から平成31年1月31日までとする。）
- (4) 納入場所 仕様書による。

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件を全て満足している者であり、かつ、当該入札に参加するものに必要な資格の確認を受けた者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 公告の日から入札の日までの間に福島県から入札参加資格制限措置又は指名停止を受けていない者であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者にあつては、当該手続開始の決定を受けた後に、この入札に参加することに支障がないと認められる者であること。
- (4) 一般財団法人日本情報経済社会推進協会のプライバシーマークの付与を受けている者であること。
- (5) 他の都道府県に対して住民基本台帳ネットワークシステムの賃貸借（構築及び保守）の実績があること。

3 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、所定の一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(4)及び(5)に掲げる事項について証明できる書類を添付して、平成25年7月4日（木）午後5時15分までに次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。

郵便番号960-8670 福島県福島市杉妻町2番16号

福島県総務部市町村行政課

電話024-521-7057

4 入札説明書等の配布

次により、入札説明書、仕様書、申請書等を配布する。

- (1) 配布期間 平成25年6月7日（金）から同月20日（木）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで
- (2) 配布場所 3に掲げる場所に同じ
- (3) その他 郵送による配布を希望する場合は、日本工業規格A列4番の大きさの用紙50枚が入る程度の大きさで、200円分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封の上、3に掲げる場所まで平成25年6月20日（木）午後5時15分までに必着で請求すること。

5 入札説明会の日時及び場所

- (1) 平成25年6月13日（木）午後1時30分
- (2) 福島県庁本庁舎2階総務課分室（福島県福島市杉妻町2番16号）

6 入札及び開札の日時及び場所

- (1) 日時 平成25年7月18日（木）午後1時30分
- (2) 場所 福島県庁本庁舎2階総務課分室（福島県福島市杉妻町2番16号）
- (3) その他 郵便により入札をする場合は、書留郵便により行うものとし、平成25年7月17日（水）午後5時までに3に掲げる場所に必着のこと。

7 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 入札に参加を希望する者は、入札金額の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合には、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。
 - (2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合には、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- 8 入札に参加をする者に要求される事項
この入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、提出した書類に関し、福島県知事から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
- 9 入札の無効
2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。
- 10 その他
- (1) 契約の手續において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
 - (2) 入札方法 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
 - (3) 落札者の決定の方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
 - (4) 契約書作成の要否 要
 - (5) その他 詳細は、入札説明書による。
- 11 Summary
- (1) Nature and quantity of the products to be leased : Basic Resident Registration Network System 1set (including related costs of installation, assembling, adjustment, data migration, maintenance, removal, and so on.)
 - (2) Time-limit of tender (by hand) : 1:30p.m., 18 July 2013
 - (3) Time-limit of tender (by mail) : 5:00p.m., 17 July 2013
 - (4) Contact point for the notice : Municipal Administration Division, General Affairs Department, Fukushima Prefectural Government, 2-16 Sugitsuma-cho, Fukushima-shi, Fukushima 960-8670 Japan TEL024-521-7057

(市町村行政課)

公告第168号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける福島県情報通信ネットワークシステム保守運用管理業務の委託について、次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第11条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。

平成25年6月7日

福島県知事 佐藤 雄平

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量
福島県情報通信ネットワークシステム保守運用管理業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
福島県企画調整部情報統計総室情報政策課 福島県福島市杉妻町2番16号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
平成25年3月27日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
東日本電信電話株式会社 東京都新宿区西新宿三丁目19番2号
- 5 随意契約に係る契約金額
203,490,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約とすることとした理由
特例政令第10条第1項第2号該当

(情報政策課)

公告第169号

W T Oに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける福島県情報通信ネットワークシステムハウジングサービスの委託について、次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第11条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。

平成25年6月7日

福島県知事 佐藤 雄平

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量
福島県情報通信ネットワークシステムハウジングサービス 一式
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
福島県企画調整部情報統計総室情報政策課 福島県福島市杉妻町2番16号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
平成25年3月27日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
東日本電信電話株式会社 東京都新宿区西新宿三丁目19番2号
- 5 随意契約に係る契約金額
26,775,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約とすることとした理由
特例政令第10条第1項第2号該当

(情報政策課)

公告第百七十号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定による特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、次のとおり公告する。

平成二十五年六月七日

福島県知事 佐藤 雄平

一 申請のあった年月日

平成二十五年五月二十八日

二 名称

特定非営利活動法人パワーネットプラス

三 代表者の氏名

牧野 節子

四 主たる事務所の所在地

福島県郡山市島一丁目二十一番地十六号

五 定款に記載された目的

本法人は、障がいを持った方の労働を支援することを主体としながら、障がいを持っている方もそうでない方もお互いに協力しながら、地域で普通に暮らせるような社会作りを目指すことを目的とする。

(文化振興課)

福島県選挙管理委員会

福島県選挙管理委員会告示第三十二号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条第二項又は第四項第二号（農業委員会等に関する法律施行令（昭和二十六年政令第七十八号）第六条、漁業法施行令（昭和二十五年政令第三十号）第九条若しくは第二十三条又は地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六条、第百十四条、第百十七条若しくは第百八十四条において準用する場合を含む。）に規定する不在者投票のできる施設として、平成二十五年五月二十八日次のとおり指定した。

平成二十五年六月七日

福島県選挙管理委員会

委員長 菊地 俊彦

| | |
|----------------------------|--------------------|
| 施設の名 称 | 施設の所在地 |
| 公立大学法人福島県立医科大学会津医療センター附属病院 | 会津若松市河東町谷沢字前田二二番地二 |

福島県選挙管理委員会告示第三十三号

福島県公職選挙等執行規程（昭和四十年福島県選挙管理委員会告示第十八号）第八条第四項（第八十条、第九十条第一項、第一百零一条第一項、第一百一十一条第一項又は第一百二十二条第一項において準用する場合を含む。）の規定により、次のとおり不在者投票のできる施設を閉鎖した旨の届出があった。

平成二十五年六月七日

福島県選挙管理委員会

委員長 菊地 俊彦

| | | |
|------------|---------------|-------------|
| 施設の名 称 | 施設の 所在地 | 閉 鎖 年 月 日 |
| 福島県立会津総合病院 | 会津若松市城前一〇番七五号 | 平成二十五年五月一三日 |

福島県人事委員会

県職員に係る管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成二十五年六月七日

福島県人事委員会

委員長 大須賀 美智子

福島県人事委員会規則第十五号

県職員に係る管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

県職員に係る管理職員等の範囲を定める規則（昭和六十二年福島県人事委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

別表中 「総合衛生学院」 学院長 副学院長
「会津若松看護専門学校」 学院長 副学院長
「総合衛生学院」 学院長 副学院長

院長 副学院長」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

（総務審査課）

正 誤

| | | | | |
|-----|---|---|---|---|
| ページ | 段 | 行 | 正 | 誤 |
|-----|---|---|---|---|

○平成二十五年五月二十四日付け定例第二千四百八十九号中

| | | | | | | | |
|-----|---|-----------|-----------|----|----|----|----|
| 二四二 | 上 | 後ろか ら九 | 後ろか ら一 | 字原 | 字原 | 字原 | 字原 |
| | | 後ろか ら九 | 後ろか ら一 | 字原 | 字原 | 字原 | 字原 |
| | | 字原 | 字原 | 字原 | 字原 | 字原 | 字原 |
| | | 字原 | 字原 | 字原 | 字原 | 字原 | 字原 |

○平成二十五年五月三十一日付け号外第四十一号中

| | |
|-----|---|
| ページ | |
| 段 | |
| 行 | |
| | 誤 |
| | 正 |

| | | |
|-------------|-----------------------------|-------------|
| 五 | | |
| 下 | | |
| ら 一 二 | 後 ろ か | |
| 平成24年 1月25日 | 「昇任選考考査解答例」の一部開示決定に対する異議申立て | 審 理 中 |
| 平成24年 1月25日 | 「昇任選考考査解答例」の一部開示決定に対する異議申立て | 審 理 中 |